

第3回 新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル
検討プロジェクト会議 事項書

令和2年10月 5日
601 特別委員会室

- 1 検証結果報告について
- 2 マニュアルに関する意見について
- 3 三重県議会委員会条例の改正について
- 4 次回の日程について
- 5 その他

<配付資料>

- 資料1 新型コロナウイルス感染症の対応に係る検証結果報告（案）
- 資料2 マニュアルに関する各会派の意見
- 資料3 スマート議会勉強会に関する検討結果報告

新型コロナウイルス感染症の対応に係る検証結果報告（案）

新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル検討プロジェクト会議では、これまでの県議会の新型コロナウイルス感染症への対応について、以下の7つの視点から、各会派からの意見をもとにその検証を行った。

1 対応全般について

初動対応は適時的確なものであったか、災害対策会議を中心とした対応は十分であったか、その時々で決定してきた内容は十分であったか等について検討した結果、概ね対応できたとの結論となった。

2 国の方針や執行部の指針との整合等について

国の基本的対処方針や本県指針等と整合は取れていたか、外出自粛要請の内容に過不足はなかったか等について検討した結果、概ね整合性は取れていたとの結論となった。

3 執行部との関係について

全員協議会の開催は適時的確なものであったか、執行部に文書質問を行ったことはどうか、執行部に十分配慮できたか等について検討した結果、過度に執行部に対して負担はかけていないという点で認識は共有できたものの、文書質問を行うことにより、かえって負担が大きくなった可能性があること、また、状況に応じて全員協議会への執行部の出席者を減らすことができたのではないか等の意見があった。

4 感染防止対策について

感染防止対策が十分であったか、傍聴の自粛要請を行ったことはどうか等について検討した結果、対策は概ね十分であったが、検温の実施の早期化や、マスク着用の徹底など、さらに防止策を発展させることもできたのではないか等の意見があった。

5 議会運営等について

会議関係者が感染した場合等の対策に過不足はなかったか、参集リスクがある場合などの会議を開催するための方策は十分であったか、会議関係者の感染者が増加した場合等の会議開催の考え方はどうだったか等について検討した結果、議事堂への参集に伴う感染リスクを低減するためのWeb会議等について更なる検討が必要との結論となった。

6 議員の行動について

議員の行動指針に過不足はなかったか等について検討した結果、概ね指針に基づき行動できたとの結論となった。

7 その他

特に意見はなかった。

マニュアルに関する各会派の意見

| | 新政みえ | 自由民主党県議団 | 自民党 | 日本共産党 |
|--|--|--|--|-------|
| <p>1 見直す項目 (新たな項目)</p> <p>・会議の開催について</p> | <p>① 議会運営等 飛沫感染の防止</p> <p>② 会議関係者が感染した場合(感染の恐れがある場合を含む)の対策</p> <p>③ 会議関係者が濃厚接触者となった場合を新たに明記してはどうか。</p> <p>④ 議員の行動 外出に当たっての注意</p> <p>⑤ 密の可能性がある全員協議会室のあり方も再考すべきでは。</p> <p>⑥ 会議関係者が感染した場合、濃厚接触者のみではなく、接触者となった場合の規定を明記する必要があるのではないか。</p> <p>⑦ COCOAや安心みえLINE等に関する規定を盛り込んでどうか。</p> | <p>① 「マスクを着用するよう求めるとともに」</p> <p>②③ 「発熱している者、または発熱はしていないが感染者と極めて濃厚に接触したものに、登庁自粛を要請する。」</p> <p>④ 「外出時・登庁時には検温を行うなど、体調管理に万全を期す。」</p> <p>⑤～⑦ なし</p> | <p>・Web会議の規定について</p> | |
| <p>2 現在の規程</p> | <p>・感染拡大防止等のため、議事堂に参集して会議を開催できない場合や参集できない議員がいる場合でも、オンラインであれば会議を開催できる可能性があるが、それについての記載がない。</p> | <p>① 「マスクまたはフェイスシールドの着用を求めるとともに」</p> <p>② 「発熱している者、または発熱はしていないが著しく体調が悪いと判断したものに、登庁自粛を要請する。」</p> <p>③ 「感染者と極めて濃厚に接触した者に対し、感染した方と接触した後14日間の登庁自粛を要請する。なお、PCR検査(類似する検査を含む)の検査結果が陰性となった場合でも、国や県の指針に基づき、感染した方と接触した後14日間の登庁自粛を要請する。」</p> <p>④ 「登庁時には会派控室で検温を行い、体温チェックシートに記入するとともに、体調管理には万全を期す。」</p> <p>⑥ 「接触者となった場合、健康管理のために1週間の登庁自粛を要請する。」(明記する場合)</p> <p>※接触者の定義があれば盛り込む必要があるのでは。</p> <p>⑦ 「議事堂を利用するすべての方にアプリ『COCOA』のインストールを求める。また、県の『安心みえLINE』の積極的活用を求めるとともに、議事堂内にQRコードを掲示する。」</p> | <p>なし</p> | |
| <p>3 見直し後の (新たな)規定の 仕方、内容等</p> | <p>・オンラインでの開催により会議が開催できる場合に、必要な会議を開催できるよう、オンライン会議の開催についての規定を追加する。</p> | <p>・現在の委員会条例ではWeb会議に関する規程がないため、新たにマニュアルに盛り込む必要があると考える。</p> | <p>・感染拡大時に、執行部の過度の負担をかけることは避けるべきだが、議員の役目として正しい情報を知ることは大切である。</p> <p>・全員協議会又は、とりまとめるの文書回答など、方法を考えての取り組みはすべき。</p> <p>・Web会議ができる規定について定めておくべき。緊急時という限定つき。</p> | |

※草莽、公明党、草の根運動いは特に意見なし。

スマート議会勉強会に関する検討結果報告

令和2年10月5日

スマート議会勉強会

スマート議会勉強会 メンバー名簿

| 会 派 名 | 氏 名 |
|----------|--|
| 新政みえ | ◎ 森 野 真 治 田 中 智 也 下 野 幸 助 川 口 円 |
| 自由民主党県議団 | ○ 石 田 成 生 小 林 貴 虎 石 垣 智 矢 |
| 草 莽 | 倉 本 崇 弘 |
| 自 民 党 | 野 村 保 夫 |
| 公 明 党 | 山 内 道 明 |
| 日本共産党 | 山 本 里 香 |
| 草の根運動いが | 稲 森 稔 尚 |

(※敬称略)

スマート議会勉強会 検討結果報告

○スマート議会勉強会設置までの議会のICT化に係る協議の経緯

①令和元年10月28日議会運営委員会

令和2年度からのペーパーレス化及びWi-Fi環境整備について協議の結果、ペーパーレス化のためのタブレット端末導入は見送ることとされたが、Wi-Fi環境の整備は、執行部の動向も確認しながら進めていくこととされた。

②11月8日代表者会議

協議した結果、以下のような方向性で進めていくこととなった。

- ・Wi-Fi環境整備については、県議会としても執行部と併せ、セキュリティ面も考えながら使いやすい形となるよう進めていく。
- ・タブレット端末の導入や議会のICT化・スマート化については、中期的課題として各会派において議論を深める。
- ・資料等の電子化については、積極的に進めていく。

③令和元年11月15日議会運営委員会

紙資料の電子データ化について協議の結果、希望する議員から、電子データでの配付の取組を進めていくこととされた。

④令和元年12月19日の代表者会議

超党派の「議会のICT化等に係る議員有志勉強会」について、協議の結果、第1回目の会議を令和2年1月15日（水）をめどに調整することとした。

○スマート改革推進課による庁内ICT環境の整備状況

①無線環境（Wi-Fi）の整備方針

- ・令和3年1月から本庁舎の無線環境（Wi-Fi）整備。
- ・議事堂は全フロアを整備予定（議場も整備範囲に含む）
- ・行政WAN用のほか、議員私物端末の接続を前提とした無線（インターネット回線）もあわせて整備予定（接続する私物端末は事前に登録）

②Web会議環境の運用方針

- ・Web会議システムを令和2年6月から運用開始。
- ・利用ツールはWebex Meetings（ウェブエクスマーティングス）

○スマート議会勉強会での検討の経過及び課題

スマート議会勉強会において、検討課題について参加議員から意見を集約したところ、概ね次のテーマに集約された。

- ①委員会等のWeb会議による開催について
- ②議会のペーパーレス化
- ③議員の情報活用能力の向上

これらのテーマについて、その検討の経過及び課題については以下のとおりであった。なお、①Web会議は勉強会で試行を行ったものの、②議会のペーパーレス化及び③議員の情報活用能力の向上については、十分な検討を行えなかったため、テーマを協議する中で出た意見を記載している。

1 委員会等のWeb会議による開催について

県庁で導入している「webex」によるWeb会議の試行を2回行った。各議員が参加するに当たり、参加する場所は任意とし、各議員手持ちのパソコン、タブレット、スマホを使用して接続した。

(1) Web会議を開くにあたってルールを設定しておくことが必要であるとして、望ましいルールを検討した結果、次の意見が出た。

- ・スマホだと電波が不安定のため、パソコンからの参加が望ましい
- ・スマホで参加する場合は、電波状況を事前に確認しておき、通信環境が安定した場所から参加する。また、電話が着信すると接続が切れてしまうため電話が着信しないようにしておく。
- ・ヘッドセット使用すると、通話がクリアになる
- ・通信が途切れた場合は退席とみなす。定足数を割った場合休憩となる
- ・参加者は会議開始の10分前には会議室にログインしておき、待機する
- ・服装は通常の会議に出席するのと同様のものとする
- ・自宅等から参加する場合は、背景が公開されてしまうので注意
- ・開始時間に接続していない人は遅刻、最後まで参加しなかった場合は欠席とする
- ・音声については、会議を進行する際に「異議なし」「なし」が言えるように、マイクを全参加者が常にONにしておく

(2) 委員会等をWeb会議で行う場合、次の課題があると考えられる。

①資料をどのように用意するのか

- ・オンラインで閲覧
→Web会議システムへの参加と同時に閲覧することが可能か
- ・事前に郵送
→委員会資料は2日前までに届くように郵送しているが、緊急に行う委員会等、資料の作成に時間がかかり、事前の郵送が間に合わない場合もありうる。

- ・オンラインで配付された資料を事前にプリントアウト
→大量の印刷が必要となる場合もある

②チャット機能をどう使うか

- ・正式な発言として扱うことはできないのではないか
- ・確認しそびれる人もいるため、基本は使わないこととしては

③採決の際の賛否の確認

- ・挙手方式でも可能か
→見落とす可能性も

④一部の参加者のみWebで会議に参加する場合

- ・Webで参加している議員は、委員会室の様子がよくわからない
→委員会室にいる委員にもタブレットを渡し、全員Web会議としては
→一人だけがWebで参加するときに、そのためだけに全員タブレットを使うのか
- ・傍聴者への対応やネット配信を行うには手法を確立しておく必要がある

⑤参加人数が多いと、画面で全員の顔が同時に見えない

- ・パソコンだと12人、スマホ、タブレットは4人～9人が上限となる

- ⑥参加者の画像は、通信の安定のためには、委員長以外はOFFにしておくほうが良いとも言えるが、定足数を満たしているか、本人が確実に参加しているかを確認するため、常に画像はONにしておく方がのぞましい。
→今後の通信技術の進歩に期待する

⑦通信料が個人負担となる

- ・「Webex」だと、1時間の会議で、500MBぐらい消費するため、スマホ等の契約の内容によっては追加で通信容量を購入する必要がある。

⑧急遽通信環境が悪化した場合の手段が必要

- ・チャット機能を使う、電話で参加といった方法も考えられるが、定足数との関係も考慮が必要

(3) Web会議で委員会等を開催する場合には、次の制度設計が必要と考えられる。

- ①現行の委員会条例ではWeb会議の開催はできないので、規定等の整備が必要

②Webで会議を開催する条件をどのようにするか

- ・全県的な交通途絶、新型コロナウイルス感染症の蔓延などに限るか
- ・特定の地域で交通が途絶した場合に、その地域の議員のみWeb会議での参加とするか
- ・病気、育児等の議員の個人的な事情でも可能とするか

2 議会のペーパーレス化（議案等）

（1）現状

議会の議案をはじめとする各種資料、書類は今まではすべて紙で配付されていた。そのため、使用する紙の量が膨大になっていたのに加え、必要な資料等を探し出すのに労力が必要なこともあった。令和2年2月定例会会議以降、議案、予算説明書のみをPDF化して、希望者のみ電子データで渡している。なお、委員会資料等はPDF化して、中継のホームページに掲載している。

（2）今後の課題

- ①議会に提出する資料を、どこまでペーパーレス化するか検討が必要
- ②電子データの共有方法として、次の2つの方法が考えられる。ただし、どちらの方法でもセキュリティの確保と予算措置が必要
 - ・議会でサーバーを構築する
 - ・クラウドサービスを利用（「box」は令和2年8月まで県庁が利用、「sidebooks」は業者によるデモンストレーションを行っている）
- ③資料等を、電子データとする場合、スキャナで取り込んで画像データとしてPDFにすると、調べたい用語で検索ができないため、資料等をWORD、EXCELから直接PDFに変換し、検索を可能とすることができないか。
→ただし、それなりの作業量となる。誰が行うかも課題。

3 議員の情報活用能力の向上

（1）現状

議員によってタブレット、パソコンの保有状況や、習熟度が異なり、一気にICT化を進めるのは難しいと思われる。

（2）今後の課題

- ①議員の習熟度を上げるためのマニュアルの作成、研修会の開催が必要になる。
- ②どこまでICT化するか検討が必要。

③タブレット等を議員全員分を公費で購入するのではなく、各議員が持っているPC、タブレット等を使用してはどうか。

④当面は、ICTを使うか使わないかを議員が選択できるようにする必要がある。

Web会議を行う際には、ICTで参加が困難な場合は、議事堂に来てもらって参加する方法もあるのではないか。

4 グループウェアの導入（議会スケジュールなど）

スケジュールの確認、議員へのメッセージの送信などにグループウェアを使用できないか。現状では電話、メール、FAX等でのやりとりとなっている。また、県庁のメールシステムでは添付ファイルを送信するときは必ずパスワードを設定する必要があり、極めて利便性が低くなっている。また、メールの送信サイズに制限があり、大容量のファイルを送ることができなくなっている。

そのため、グループウェアを導入することにより、議会日程の確認がスムーズに行えるほか、情報のやり取りが簡単に行えることになる。ただし、別途予算措置が必要

スマート議会勉強会における検討課題（各議員から出された意見）

1 議会のペーパーレス化

（1）目的

- ・効率的な議会運営と議会活動の推進。PCが一台あれば、どの時間・場所・誰といても、会派控室と同じ仕事ができるような情報システムの整備
- ・メールでの資料配信で情報の即時性確保、PDFでの資料提供で様々な利用が可能
- ・ICTを活用した効率的で円滑な議会運営
- ・ICTを活用した議員の効果的な調査研究活動の推進
- ・ICT使用におけるスマート（スムーズ）利用の実現（パスワード入力など使用勝手の悪い手順の回避）

（2）手法

- ・すべての議会資料をPCやタブレット、携帯端末で持ち運び可能にする情報管理システムの作成。なお強固なセキュリティは必須。
- ・ファイル共有サーバの構築、メール送信併用
- ・配付書類・資料等をどこからでもPC等で見ることができるようにする
- ・メールやWebの活用
- ・執行部から議員へのメール、SNS（LINE）を用いた迅速な連絡や情報提供とPDFファイル等を用いた紙の削減
- ・県の事務事業シート等をオンライン上で確認できるようサーバーに蓄積し、議員側からのアクセスを可能にする
- ・データの安全管理のレベルを上げる

（3）課題

- ・議員によってPC、SNS等の取り扱いに関するの習熟度に差がある
- ・ペーパーレスを望まない議員
- ・使用するハードを自由にするための規則等の改正（議場でのタブレット、PC、他利用を可能にする）
- ・作業上各自がプリントアウトすることは大いにあり得る。どのくらいの規模なのか。コストの移動？
- ・職員の負担軽減をはかれるのかを検討する
- ・どの程度まで進めるのかしつかり検討する
- ・議員によって使用デバイスが異なり、習熟度を高めるための手法が統一しにくい
- ・各部局で管理しているシートを集約する手間と費用がかかる
- ・データ、通信管理上の課題
- ・コスト削減と言う時に、議会費で何を配備するか。作業能率上ノートPCが有効。フ

ネットワーク的にはタブレット。両方というわけにはいかない。議会費配備であれば、個人使用とダブルとなる。

- ・Wi-Fi環境の整備に伴い、IT化を進めるにあたりタブレット等の導入を進めるかを決定した上でペーパーレス化を行うのかを検討する
- ・膨大な資料をPCやタブレットで覗きながら委員会など審査する状況は、およそイメージできない
- ・理事者としては、印刷がない分早く議案書などが発出できるということか。読み込む方としては、モニターでは「あらかたざっと見る」ことは難しいのではないか。

(4) 解決策

- ・今までと同じような紙媒体と併用しながら進めていく。また、誰もが使いこなせるような勉強会を開催する。
- ・ペーパーか、ペーパーレスかの選択制
- ・ソフトを統一し、ハードを自由にする
- ・ICT利用は、あくまでも手段であって目的ではないので、がんじがらめにするというのはどうか。研修して何とかなるものではなく実践の中で習得していくものであるから、一気に難しくないか。
- ・詳細なマニュアル等の作成及びICTに関する研修会の開催
- ・デバイスを議会費で購入し貸与する
- ・管理のレベル向上

2 委員会等のWeb会議による開催について

(1) 目的

- ・Web会議を利用した効率的な会議の実施
- ・議事堂に来る移動時間と費用を削減できる
- ・災害時などの非常時でも、各場所から会議に参加可能
- ・Web会議の実現（感染症、災害時対応）

(2) 手段

- ・ZOOMなどによるWeb会議の実施
- ・実現のための環境整備

(3) 課題

- ・電波がないところでは、会議に参加できず欠席扱いとなる
- ・費用（小規模なら不要）
- ・Web会議が可能な会議と可能でない会議の明文化
- ・明文化のための説得

- ・議員個人のICTに関する習熟度の差

(4) 解決策

- ・勉強会を開催し習熟度を高める
- ・スマート議会勉強会のメンバーで、Web会議を利用した会議を日頃から行う
- ・やってみせ、言って聞かせて、させてみて、誉めてやらねば、人は動かじ
- ・緊急時だけでなく、定期的なWeb会議の開催を通じて、熟練度をあげていく

3 グループウェアの導入

(1) 目的

- ・それぞれの議員に応じた情報交換の用途選択とスピードアップ（PC、タブレット、FAX等）
- ・情報共有のスピード化（ライングループのような機能の導入）

(2) 手段

- ・情報伝達方法の選択と集中
- ・ソフト面での対策

(3) 課題

- ・各議員の特性に応じた対応を検討（PCにこだわる必要なし）
- ・議員個人のICTに関する習熟度の差

(4) 解決策

- ・情報の送受信体制の明確化（メール希望、FAX希望に関わらず、全議員に送付案内をメールで送り、一方通行を避ける）
- ・日常利用により習熟度の向上を図る

4 議員の情報活用能力の向上

(1) 目的

- ・議員のスキルを平準化していく

(2) 手段

- ・事務局及び執行部から議員への連絡手段を基本メールに統一する

(3) 課題

- ・メールを確認しない議員がいる

(4) 解決策

- ・議員登庁時にはパソコンのメールを確認するなど、パソコンを使用する頻度を高める

○会議開催（招集、出席等）に関する法規則等

以下に係る条文の一部を抜粋して列記する。

(1) 地方自治法

第101条（招集）普通地方公共団体の議会は、長がこれを招集する。

第113条（定足数）普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。

第115条（議事の公開原則及び秘密会）普通地方公共団体の会議は、これを公開する。

第115条の2（公聴会及び参考人の出頭）2 普通地方公共団体の議会は、会議において、調査又は審査のために必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第116条（表決）この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(2) 三重県議会議事規則

第1条（参集）議員は、招集日の開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通知しなければならない。

第8条（定足数に関する措置）開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告しなければならない。

第9条（出席催告）法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所に文書又は口頭で行う。

第20条（不在議員）選挙を行う宣告の際、議場にはない議員は、選挙に加わることができない。

第21条（議場の出入口の閉鎖）投票による選挙を行うときは、議長は、第19条の規定による宣告の後、職員をして議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告する。

第58条（表決）2 表決の際、議場にある議員は、これに加わらなければならない。

第59条（不在議員）表決宣告の際、議場にはない議員は、表決に加わることができない。

(3) 三重県議会委員会条例

第13条（招集）委員会は、委員長が招集する。

第14条（定足数）委員会は、委員の定数の半分以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。



総行行第117号
令和2年4月30日

各都道府県総務部長
各都道府県議会事務局長
各指定都市総務局長
各指定都市議会事務局長

殿

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の
開催方法について

今般、新型コロナウイルス感染症への対策として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令され、各種のまん延防止策がとられているところです。

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）においては、議会の委員会に関し、法に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定めることとされており（法第109条第9項）、普通地方公共団体の議会においては、条例の規定に基づき、委員会の適切な運用に取り組まれているものと承知しています。

この度、新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について問い合わせがありましたので、参考のためお知らせします。

各都道府県総務部長におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本通知の周知をよろしくお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

問 新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会をいわゆるオンライン会議により開催することは差し支えないか。

答 議会の議員が委員会に出席することは不要不急の外出には当たらないものと考えられるが、各団体の条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じ、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合に、映像と音声の送受信により相手

の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用することで委員会を開催することは差し支えないと考えられる。

その際には、現に会議室にいる状態と同様の環境をできる限り確保するため、議事の公開の要請への配慮、議員の本人確認や自由な意思表示の確保等に十分留意するとともに、情報セキュリティ対策を適切に講じる必要がある。

なお、法第113条及び法第116条第1項における本会議への「出席」については、現に議場にいることと解されているので、念のため申し添える。

総行行第180号
令和2年7月16日

各都道府県総務部長
各都道府県議会事務局長
各指定都市総務局長
各指定都市議会事務局長

殿

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の
開催方法に関するQ&Aについて

「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」(令和2年4月30日付け総行行第117号総務省自治行政局行政課長通知)を発出したところですが、今般、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会の各事務局から質問のあったことについて、Q&Aを作成しましたので、送付いたします。

各都道府県総務部長におかれましては、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)の長及び議会の議長に対しても、本通知の周知をよろしくお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における
議会の委員会の開催方法に関するQ&A

令和2年7月16日

1 基本的な考え方について

| 項目 | 質問要旨 | 回答 |
|----------------|---|--|
| <p>基本的な考え方</p> | <p>1 通知の基本的な考え方についてご教示いただきたい。特に、本会議と委員会とで扱いが異なる理由は何か。</p> | <p>【1について】</p> <p>○ 今回の通知は、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、オンラインによる方法を活用した委員会の開催を検討する地方公共団体があり、その実施の可否について、地方公共団体等から問い合わせがあったことから、以下のとおり、検討を行い、発出したものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本会議については、地方自治法第113条及び第116条において定足数及び表決について規定されている。これらの規定における「出席」とは、現に議場にいることと解されており、オンラインによる方法を活用することは認められていない。 本会議における審議及び議決は、団体の意思決定に直接関わる行為であり、議員の意思表明は疑義が生じる余地のない形で行われる必要があることから、オンラインによる方法を活用して本会議を開催することは、慎重に考える必要があると考えている。 委員会については、定足数や表決に関する事項は、条例で定めることとされている。 委員会についても、団体の意思決定する過程にお |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>いて重要な役割を果たしている点は、本会議と同様であり、実際に委員会の開催場所に参加していただくことが基本であると考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一方、本会議における表決は団体意思を決定する行為であるのに対し、委員会は本会議における審議の予備的審査を行うものであり、地方自治法の規定よりも異なる（条例で定めることとされている）ことから、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参加が困難と判断される実情がある場合」において、オンラインによる方法を活用して委員会を開催することも差し支えないことを示したものである。 |
| | <p>2 新型コロナウイルス感染症対策以外の場面における委員会への出席のあり方についてはどう考えればよいか。</p> | <p>【2について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の通知で示した「委員会の開催場所への参加が困難と判断される実情がある場合」とは、一般の新型コロナウイルス感染症対策のように、一カ所に参集することを控える必要があるなど、委員会を開催すること自体が困難な場合を想定したものである。 ○ 上記以外の場合の出席のあり方については、現在、実施が検討されている新型コロナウイルス感染症対策としてのオンラインによる委員会の開催の取組や運営上の工夫などもよく踏まえた上で考えていくべき課題であると認識している。 |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>3 通知では、関係例規の改正の必要性を指摘しているが、改正方法として各例規の本則の改正を想定しているのか、それとも新型コロナウイルス対策に限定していることを考慮して、特例条例、特例会議規則の制定を想定しているのか。</p> | <p>【3について】</p> <p>○ 改正の形式については、ご指摘のいずれの方法も考えられるところであり、各団体において、それぞれの現行の条例や会議規則の規定ぶりを踏まえ、適切に判断していただきたい。</p> |
|--|--|---|

2 議事の公開の要請への配慮について

| 項目 | 質問要旨 | 回答 |
|--------------|---|---|
| 議事の公開の要請への配慮 | <p>1 議事の公開の要請への配慮に関して、具体的にどのような取組をすることが考えられるか。</p> <p>2 インターネット上で議事の様子を視聴できるようにしている場合における議事妨害に対する対処法として、視聴者の視線を遮断する方法が考えられるが、このような方法によることでの良いか。</p> | <p>【1について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議事の公開の要請への配慮については、傍聴の機会の確保のほか、例えば、インターネット上での議事動画の公開などの取組が考えられる。 ○ オンラインによる方法を活用して委員会を開催する場合においても、委員会の様子を住民が見聞することができよう環境を十分に確保すべきものと考えられる。 <p>【2について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議事妨害に対する対処法としては、例えば、インターネット上での議事の視聴を許可制とし、妨害があった場合は許可を取り消すこととした上で、技術的にはご指摘の方法によることなどが考えられる。 |

3 議員の本人確認について

| 項目 | 質問要旨 | 回答 |
|---------|--|--|
| 議員の本人確認 | <p>1 委員の本人確認をはじめ、オンラインによる「出席」が有効に成立しているかを判断する具体的な要件として、①当該委員の音声を確認できること、②画面上に当該委員が映っていることが考えられるが、この理解で良いか。</p> <p>また、音声は確認できるが画面に映っていない委員、他者と一緒に映っている委員は、本人確認ができない又は審査に無関係な者が同席していることから、欠席又は「出席していない」とみなすものと考えるが、この理解で良いか。</p> <p>2 オンラインによる方法を活用した委員会を開催する場合、円滑な議事運営の観点から、例えば、正副委員長、事務局は委員会室に参集して、他の委員はオンラインで参加するといった運営を行うことはできるか。</p> <p>3 オンラインによる方法を活用した委員会を開催する場合、密集を避ける観点から、例えば、半数の委員は委員会室に参集し、半数の委員はオンラインで参加するといった運営を行うことはできるか。</p> | <p>【1について】</p> <p>○ 前段については、各議会において、なりすが生じない対策を選択していただく必要がある。ご指摘の方法のほか、例えば、オンラインによる方法を活用する際に委員固有の ID・パスワードによるログインを必要とすることなども考えられるが、委員の本人確認については、最終的には議事整理に関する事項であり、委員長において適切に確認されるべきものと考えている。</p> <p>○ 後段についても、ご指摘のように整理することも考えられるが、委員の本人確認については、最終的には委員長において適切に判断されるべきものと考えている。</p> <p>【2、3について】</p> <p>○ ご質問のような対応を取ることも考えられる。</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>4 オンラインによる方法を活用した委員会の開催の決定は、基本的には委員長権限と解して良いか。また、委員からのオンラインによる方法を活用した委員会の開催の請求は、地方自治法の開議請求と同様に、会議規則又は委員会条例に規定すれば可能と考えるが、この理解で良いか。</p> | <p>【4について】</p> <p>○ 委員会の開催にあたって、オンラインによる方法を活用することの可否を委員長の権限とすることは考えられるものである。その手続きについては、規定の方法も含め、各団体において適切に判断されるべきものと考えている。</p> |
|--|--|--|

4 自由な意思表明の確保について

| 項目 | 質問要旨 | 回答 |
|------------|--|---|
| 自由な意思表明の確保 | <p>1 表決における「出席者」の確定方法として、委員会成立の判断の場合と同様、①当該委員の音声を確認できること、②画面上に当該委員が映っていることにより、オンラインによる「出席」が有効に成立していると考えますが、この理解で良いか。</p> <p>2 前項に関連して、自由な意思表明の確保として、オンラインによる方法を活用する委員が現にいる場所には委員以外の者を入れない(障害者である委員の介助者であらかじめ委員会、議会の許可を得た者などは除く)ことを会議規則又は委員会条例に規定する必要があると考えますが、この理解で良いか。</p> <p>3 委員の賛否の表明とこれを判断する方法として、投票による表決や選挙は、記名・無記名に係る問題があるため、現実的に困難と考えるが、この理解で良いか。</p> <p>よって、現状、表決については、簡易又は起立(挙手)表決のいずれかを、選挙については指名推選のみを選択せざるを得ないと考えるが、この理解で良いか。</p> <p>この場合、画面に異議なしの音声、起立(挙手)の映像が確認されることにより可否を判断する</p> | <p>【1について】</p> <p>○ 3の1と同様、委員長において適切に判断されるべきものと考えている。</p> <p>【2について】</p> <p>○ 委員以外の者が委員と同じ場所にいることを認めるかどうかについては様々なケースが想定されるどころであり、規定の方法も含め、各団体において適切に判断されるべきものと考えている。</p> <p>【3について】</p> <p>○ 投票による表決や選挙については、ご指摘のとおり困難であると考えている。オンラインによる方法を活用して委員会を開催する場合の表決の方法については、各団体において適切に判断されるべきものと考えている。</p> <p>○ 賛否の確認については、ご指摘の方法により確認することも考えられるが、委員長において適切に確認されるべきものと考えている。</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>ことになると考えるが、この理解で良いか。</p> <p>4 オンラインによる方法を活用した委員会の開催については、これに適合的な議事と不適合な議事が存在することが考えられる。よって、各議会において、オンラインによる方法を活用して開催する委員会において扱う議事を会議規則又は委員会条例に規定する必要があると考えるが、この理解で良いか。</p> <p>5 秘密会は、その性質上、オンラインによる方法を活用した開催には適さないと考えられるが、この理解で良いか。</p> | <p>【4について】</p> <p>○ オンラインによる方法を活用して委員会を開催する場合の議事の取扱いについては、規定の方法も含め、各団体において適切に判断されるべきものと考えている。</p> <p>【5について】</p> <p>○ 第三者が容易に委員会の様子を閲覧しうる環境の下で秘密会を開催することは適当ではないと考えられるが、いずれにしても、オンラインによる方法を活用して秘密会を開催することを認めるかどうかについては、秘密会の開催に必要な環境が確保されているかなどの観点から、各団体において適切に判断されるべきものと考えている。</p> |
|--|--|---|

5. 情報セキュリティ対策について

| 項目 | 質問要旨 | 回答 |
|------------|---|---|
| 情報セキュリティ対策 | 1 情報セキュリティ対策を求めているが、具体的に、どのような事案に対して、どのようなセキュリティ対策が必要と考えているか。 | <p>【1 について】</p> <p>○ 情報セキュリティに関しては様々なリスクが想定しうるところであるが、各団体が自らの責任と判断において、然るべきセキュリティ対策を講じていただく必要があると考えている。</p> |

6 その他

| 項目 | 質問要旨 | 回答 |
|---|--|---|
| 開催場所 | 1 オンラインによる方法を活用して委員会を開催する場合、委員会の開催場所はどう考えればよいか。 | 【1について】 ○ オンラインによる方法を活用して委員会を開催する場合、現行の条例や会議規則の規定ぶりを踏まえ、開催場所を特に定めず、オンラインでの開催とすることが考えられる。 |
| 執行機関による説明 | 2 オンラインによる方法を活用して開催する委員会において執行機関が説明を行う場合、執行機関の判断で、委員会室に参集せず、それぞれの執務場所で説明を行うことは差し支えないと考えるが、この理解で良いか。 | 【2について】 ○ 議会と執行機関の間で適切に決めていただくべきものと考えている。 |
| 委員長の秩序保持権等 | 3 オンラインによる方法を活用している場合の委員の言動に対して、委員長は発言取消命令や退席を命じることができると考えるが、この理解で良いか。 なお、命令に従わない場合の実効性ある具体的方法として、委員の回線遮断による音声や画像のカットをすることが考えられるが、この理解で良いか。 | 【3について】 ○ 前段について、ご指摘のとおりである。委員長の委員に対する秩序保持のための権限は、オンラインによる方法を活用している場合であっても変わるものではないと考えている。 ○ 後段について、ご指摘の方法が考えられるが、命令に従わない場合の具体的方法については、委員長において適切に判断されるべきものと考えている。 |
| 4 懲罰事犯については、オンラインによる方法を活用して開催される委員会も、地方自治法第133条の処分要求の要件、第134条の懲罰の要件である「委員会」のため、除名などの懲罰を科すことは可能と考えるが、この理解で良いか。 | 【4について】 ○ オンラインによる方法を活用して開催している場合でも、当該委員会が「委員会」(地方自治法第133条、第134条第1項)であることに変わりはない。 | |

| | | |
|--------------------------------|---|--|
| <p>地方自治法第100条に基づく関係者の証言の請求</p> | <p>5 地方自治法第100条に基づく調査としての関係者の証言の請求については、民事訴訟法に関する法令中の証人の訊問に関する規定が準用されると定められているが、オンライン会議で行うことは適さないのではないか。留意すべき事項(関係規則等)はあるか。</p> | <p>のと考えている。</p> <p>【5について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民事訴訟法第204条では、証人が遠隔地に居住する場合及び証人が圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあることを認めると認められる場合に限って、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができると認める方法による尋問が可能としている。 ○ この方法による尋問については、民事訴訟規則第123条において、「証人を当該尋問に必要な装置の設置された他の裁判所に出頭させてする」ことなどが規定されている。 ○ 地方自治法第100条に基づく調査としての関係者の証言の請求については、準用する規定の内容を踏まえ、適切に対応いただきたい。 |
| <p>協議又は調整を行うための場</p> | <p>6 会議規則で定めることによつて設けることができる「協議又は調整を行うための場」(地方自治法第100条第12項)についてもオンラインによる方法を活用して開催することは可能と考えるが、この理解で良いか。</p> | <p>【6について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ご指摘のとおり、地方自治法第100条第12項で規定する「協議又は調整の運営に関する協議又は調整を行うための場を設ける」ことについては、オンラインによる方法を活用して開催することが可能と考えている。 |
| <p>その他</p> | <p>7 オンラインによる方法を活用した委員会の開催に適するソフトとして推奨できるものはないのか。</p> | <p>【7について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現時点でお示しできるものはない。 |

○委員会条例改正（他府県議会の状況）

| | 大阪府議会 | 群馬県議会 | 熊本県議会 | 茨城県議会 |
|----|--|---|--|--|
| 招集 | 第12条 委員会は、委員長が招集する。 | 第12条 委員会は、委員長が招集する。 | 第11条 委員会は、委員長が議長に諮って招集する。 | 第11条 委員会は委員長が招集する。 |
| 定数 | 第13条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。 | 第13条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。 2 前条第二項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項、第14条第1項及び第27条第1項の出席委員とする。【第14条は表決、第27条は会議録】 | 第12条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。 | 第12条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。 |
| 特例 | 第12条の2 委員長は、次に掲げる場合にあって、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる。（以下「オンライン」という。）を適用し、委員会の本人確認及び自由な意思表明の確保等に十分留意するものとする。 ① 重大な感染症のまん延防止の観点から又は大規模な災害等への発生等により委員会の開会場所への参加が困難と判断される実情がある場合 ② 育児、介護等のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参加が困難な委員からオンラインを利用した委員会の開催が求められる場合 2 前項の場合において、委員は委員会にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の利用の許可を得なければならぬ。 3 前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した委員は、第13条の出席委員とする。 4 オンラインを利用した委員会は、議長が別表決の方法その他の必要な事項は、議長が別に定める。 | 第12条の2 委員長は、重大な感染症のまん延の防止の観点から又は大規模な災害等への発生等により委員会の招集場所への参加が困難と判断される実情がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる。（以下「オンライン」という。）を適用した会議を開催することによって、委員は、会議にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 3 オンラインを利用した会議の開催方法は、その他の必要な事項は、議長が別に定める。 | 第11条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図る必要があることその他の事情があるため、委員会を開催する場所以し、第19条に規定する秘密会を開催し、委員の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる。（以下「映像等の送受信による通話の方法」という。）によって、委員会において、当該場所に残存しない委員が映像等の送受信による通話の方法により委員会に出席したときは、第12条及び第16条第1項の規定の適用については、当該委員は、委員会の出席したものとする。【第16条は表決】 2 前項前段の規定により映像等の送受信による通話の方法によって委員会を開催する場合は、第29条第1項の規定の適用については、同項中「氏名」とあるのは、「氏名、委員会が招集された場所における当該出席の委員が出席した場合は、当該出席の方法」とする。【第29条は会議録の記載】 3 前2項に定めるもののほか、映像等の送受信による通話の方法による委員会の運営に必要事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。 | 第14条の2 委員長及び委員は、県民の生命及び健康にとつて重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延防止のため会議の出席を制限する必要がある場合、大規模な災害の発生により会議に出席することが困難である場合その他特に必要がある場合には、電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて行われる映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を加わること（委員長にあっては、発言し、及び可否同数のときに議事を決すること）ができる。 2 前項の規定の適用がある場合における当該委員長及び当該委員については、この条例の規定の適用については、会議に出席しているものとみなす。 |

○委員会条例改正（他府県議会の状況）

別紙4

| | | | | |
|-----|--|---|-------|-------|
| 秘密会 | <p>大阪府議会 第17条 委員会はその議決で秘密会とすることができる。ただし、オンラインを活用した委員会においては秘密会とすることができない。</p> | <p>群馬県議会 第17条 前条第1項の規定にかかわらず、委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、第12条の2第1項の規定により開催するオンラインを活用した会議は、秘密会とすることができない。</p> | 熊本県議会 | 茨城県議会 |
|-----|--|---|-------|-------|